

## 土木工事等 共通仕様書 正誤表

頁	項目	誤	正	備考
7	第1章 総則 第1.5節 調査・試験に対する協力 (上から13行目)	受注者		削除
76	第6章 無筋、鉄筋コンクリート 第2節 コンクリート 第2項 レディーミクストコンクリート	2. 受注者は、第6章2-2第1項(1)により選定した工場が製造したJISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを用いる場合は、工場が発行するレディーミクストコンクリート配合計画書及びレディーミクストコンクリート納入書を整備および保管し、監督員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。 なお、第6章2-2第1項(1)により選定した工場が製造するJISマーク表示のされないレディーミクストコンクリートを用いる場合は、受注者は配合試験に臨場し品質を確認するとともにレディーミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料、レディーミクストコンクリート納入書またはバッチごとの計量記録を整備および保管し、監督員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示するものとする。	2. 受注者は、第6章2-2第1項(1)により選定した工場が製造したJISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを用いる場合は、工場が発行するレディーミクストコンクリート配合計画書及びレディーミクストコンクリート納入書・全国生コンクリート品質管理監査会議の「合格証の写し」を整備および保管し、監督員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。 なお、第6章2-2第1項(1)により選定した工場が製造するJISマーク表示のされないレディーミクストコンクリートを用いる場合は、受注者は配合試験に臨場し品質を確認するとともにレディーミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料、レディーミクストコンクリート納入書またはバッチごとの計量記録を整備および保管し、監督員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示するものとする。	更新漏れ

## 公園緑地 共通仕様書 正誤表

頁	項目	誤	正	備考
309	第1章 基盤整備 第2節 適用すべき諸基準 (上から14行目)		日本道路協会 道路土工— 軟弱地盤対策工指針(平成24年8月) 日本道路協会 道路土工— 盛土工指針(平成22年4月)	行の追加
334	第3章 施設整備 第2節 適用すべき諸基準	日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書同解説(平成22年1月)	日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説(平成22年1月)	同の削除
335	第3章 施設整備 第2節 適用すべき諸基準 (上から19行目)	土木学会 コンクリート標準示方書(施工編)(平成20年3月)	土木学会 コンクリート標準示方書(設計編)(平成20年3月)	(施工編) →(設計編)
383	第5章 自然育成 第1節 摘要	2. 本章に特に定めのない事項については、土木工事等共通仕様書の規定による。	2. 本章に特に定めのない事項については、土木工事等共通仕様書の規定による。	慮→書